

第2部 規制違反（「不適切な行為」）の疑いに関する調査

第10条 不適切な行為

46.本規則の違反の疑いがある場合は、本規則の第2部に基づく IFoA による調査の対象となる場合がある。

47.調査の結果、本規則の違反が立証された場合は、不適切な行為とみなされる。

48.本規則の違反が立証された場合、受験者に対する結果の適用、及び／または IFoA の懲戒執行手続きに基づく更なる調査のための照会が行われる場合がある。

49.本規則の第2部は、全ての受験者に適用される。

50.試験委員会は、本規則の違反の疑いについて調査し、違反が立証された場合は適切な結果を適用する権限を有する。このプロセスの監督責任は、理事会（MB）が保持するものとする。

51.試験委員会の小委員会は、調査委員会として、試験委員会の役員1名と元試験委員2名で構成され、受験者による規則違反の疑いについて調査するために設置される。

52.試験委員会は、明確で透明性のあるプロセス概要を公表し、本手続きを説明するものとする。

53.すべての場合において、調査委員会は、その職務を遂行するにあたり、自然的正義の規則に従わなければならない。これは、調査の実施及びその理由を、受験者に通知することを含むものとする。また、調査に参加する権利及び上訴する権利を含むものとする。

i.すべての決定は、公共の利益のために、自然的正義と公正の原則に従って行われなければならない。決定は、公平性、一貫性、透明性、比例性、説明責任、及び対象となる規制の原則を十分に考慮して行われるものとする。

ii.各決定は、影響を受ける者に、迅速かつ明確に、書面で通知されなければならない。その決定は、本人が理解できるよう、なされた理由を含まなければならない。

iii.決定は、証拠に基づき、定められたプロセスに従い、影響を受ける者が自身の見解を提供する機会、及び総合的な判断を含まなければならない。

iv.各決定は、「蓋然性の均衡」に基づいて行われるものとする。これは、調査委員会が適用する証明の基準が、あらゆる合理的な疑いの余地がないというより、その可能性が高いかどうかによることを意味する。

v.各決定は期限を設け、不服申し立ての権利を含まなければならない。

vi.調査委員会は、手続き上のガバナンスのポイント、例えば利益相反の検討や、上訴、監査、

規制上の監視のために、記録を保持しなければならない。データの保存は、データ保護義務に合致したものでなければならない。

- vii.本規則に基づき行われた決定についての定期的なレビューと監査のためのプロセスは、本原則との整合性を確保するために実施されるものとする。

不適切な行為として調査される可能性のある、違反が疑われる行為の例として、以下が挙げられる。

- i.不正行為 – 試験に適用される規則、または IFoA から与えられた指示に従わないこと。
- ii.共謀 – いかなる手段であれ、優位に立つために他者と協力または連絡を取り合うこと(そのような援助を促進または受けることを含む)。
- iii.成りすまし – 試験官を欺くために、他の受験者の代理として行動し、解答を作成すること、または自分の代理として行動、受験、解答を作成するように他人を勧誘すること。
- iv.剽窃 – 他人の作成物(出版物であるかどうかを問わず)で適切な参照元がないものを含む。
- v.オンライン試験中に未許可の資料を使用すること。
- vi.IFoA の役員または代表者を買収しようとする。
- vii.試験材料または結果に関連する情報を、それらが利用可能になる前に入手しようとする。
- viii.不誠実な行為: 他人を欺こうとする行為で、上記で明確に特定されていないものを含む。
- ix.受験者による不適切な行為の認定が繰り返されること。これは、本規則の重大な違反とみなされ、加重要素となる。不適切な行為の繰り返しが確認された場合、IFoA の懲戒手続きに基づいて調査が行われる可能性が高い。

54.受験者の試験結果の公表は、調査が完了するまでの間、保留されることがある。

55.調査委員会の調査の結果、規則違反による不適切な行為が認められた場合、審査委員会は、以下のいずれか1つ以上の処分を下す裁量権を有する。

- i.受験者は、点数を確認され、不適切な行為がないことが確認される。
- ii.受験者は、点数を確認され、正式な警告を受ける。
- iii.受験者は、その点数として0点が与えられる。
- iv.受験者は、その受験を失格とされる。
- v.受験者は、有限かつ合理的な期間、次の試験の受験資格を剥奪される。
- vi.IFoA の正式な懲戒手続きのもとで調査が行われる。この場合、受験者は、専門家による懲戒調査の結果が出るまで、以降の受験資格を失う。
- vii.その他、適切と思われる措置。

56.結果を出す際には、理由書が受験者に示されるものとする。また、適切な場合には、異議申立ての方法に関する情報を併せて示すものとする。調査プロセス及び上訴権についての詳細は、アセスメント・アピール・ポリシーに記載されている。